

行政改革・効率化推進事務局の設置に関する規則

平成25年1月29日
内閣総理大臣決定
平成25年7月11日
一部改正
平成26年5月30日
一部改正
令和5年8月31日
一部改正
令和7年2月14日
一部改正
令和7年11月25日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 行政改革推進本部に係る事務並びに租税特別措置、税負担軽減措置等及び補助金の見直しに係る事務を処理するため、内閣官房に、行政改革・効率化推進事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織)

第2条 事務局に、事務局長、事務局次長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 3 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
- 4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 5 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 6 参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができます。

(租税特別措置・補助金見直し担当室)

第3条 事務局に、租税特別措置、税負担軽減措置等及び補助金の見直しに係る事務を処理するため、租税特別措置・補助金見直し担当室（以下「担当室」という。）を置く。

- 2 担当室に、室長、次長、参事官、企画官その他所要の室員を置く。
- 3 室長は、担当室の事務を掌理する。
- 4 次長は、室長を助け、担当室の事務を整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 7 室長、次長、参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができます。

(データ利活用エキスパート)

第4条 事務局に、データ利活用エキスパート（以下「エキスパート」という。）を置くことができる。

- 2 エキスパートは、命を受けて、主として行政事業レビュー等行政改革におけるデータ利活用の推進及びこれに伴うA Iの実装に関して、技術的・専門的観点からの情報の提供、助言等を行うほか、特に命ぜられた事務を行う。
- 3 エキスパートは、非常勤とすることができます。

(参与)

第5条 事務局に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、命を受けて、事務局の事務のうち重要な事項に参与する。
- 3 参与は、非常勤とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月29日から実施する。
- 2 行政改革推進事務体制に関する規則（平成13年1月5日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年7月11日から実施する。

附 則

この規則は、平成26年5月30日から実施する。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から実施する。

附 則

この規則は、令和7年2月17日から実施する。

附 則

この規則は、令和7年11月25日から実施する。